

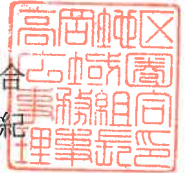
高岡地区広域圏事務組合告示第3号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

高岡地区広域圏事務組合  
理事長 角田 悠 紀



1 委託する公金事務

高岡地区広域圏事務組合が処理する家庭系一般廃棄物のうち高岡市、氷見市及び小矢部市が収集する燃やせるごみの焼却に係る手数料

2 指定公金事務取扱者

高岡市波岡25番地  
多田薬品工業株式会社

氷見市地蔵町5番28号  
朝日運送有限会社

小矢部市今石動町一丁目3番27号  
イシダ産業株式会社

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 地方自治法第292条において準用する第243条の2第1項の規定による指定をした日  
（地方自治法第292条において準用する地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第2項の規定により、指定公金事務取扱者の指定をした日）  
令和6年3月15日

5 地方自治法第292条において準用する第243条の2第1項の規定による委託をした日  
令和6年4月1日